

クレーン転倒、倒壊！ ジブ折損！ ロープ切断！ 事故報告書を提出！

提出を怠ると 50 万円以下の罰金に処せられる場合があります

労働安全衛生法第 100 条により、厚生労働省令に定められた事故を起こした場合、事業者は、遅滞なく所轄労働基準監督署に報告する必要があります。

(事故報告)

労働安全衛生規則第 96 条第5号

移動式クレーン（積載形トラッククレーンを含む）の次の事故の発生したとき

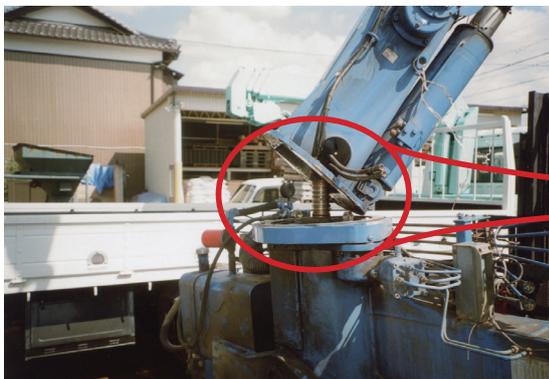
- イ. 転倒、倒壊又はジブの折損
- ロ. ワイヤロープ又はつりチェーンの切断



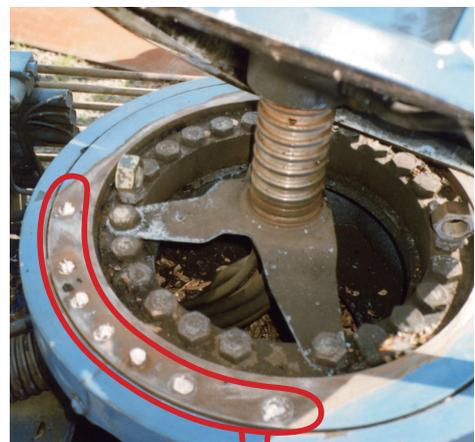
ジブの折損



積載形トラッククレーンの転倒



クレーンポストの倒壊



ボルトの折損部分

※ 記載例 1 (転倒事故)

事故報告書

事業の種類	事業場の名称 (建設業にあっては工事名併記のこと)		労働者数								
建設業	〇〇建設株式会社 住吉町地内老朽化配管撤去工事		10 人								
事業場の所在地		発生場所									
名古屋市中区〇〇-×-× (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		半田市住吉町〇〇-×-×									
発生日時		事故を発生した機械等の種類等									
平成21年 〇月 〇日 13時 30分		積載形トラッククレーン (つり上げ荷重2.9トン)									
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称		〇〇建設(株)名古屋支店									
事故の種類		積載形トラッククレーンの転倒									
人的被害	区分	死亡	休業4日以上	休業1~3日	不 休	計	物的被害	区分	名称、規模等	被害金額	
	事故発生 事業場の 被災労働者数	男	0	0	0	2		2	建 物		円
		女							その他の建設物		円
	その他の被災者の概数	なし							機 械 設 備	ジブ折損	800,000 円
						原 材 料		円			
						製 品		円			
								そ の 他		円	
								合 計		800,000 円	
事故の発生状況		3本の配管(長さ2m, L字型2本, I字型1本, 合計重量約500Kg)を積載形トラッククレーンの荷台から荷下ろし中、つり上げた後ジブを約90度右側に旋回させていた時にクレーンが旋回方向に転倒した。荷台は空車状態でアウトリガの張り出しは左側のみであった。事故発生状況図添付。									
事故の原因		右アウトリガが張り出されていなかった。									
事故の防止対策		アウトリガ張り出しの徹底、適切な作業計画の作成。有資格者への再教育の強化。									
参考事項		作業者は、小型移動式クレーン技能講習と玉掛け技能講習は修了していたが、資格取得後の再教育は未実施であった。									
報告書作成者職氏名		総務部長 半田二郎									

平成〇年 〇月 〇日

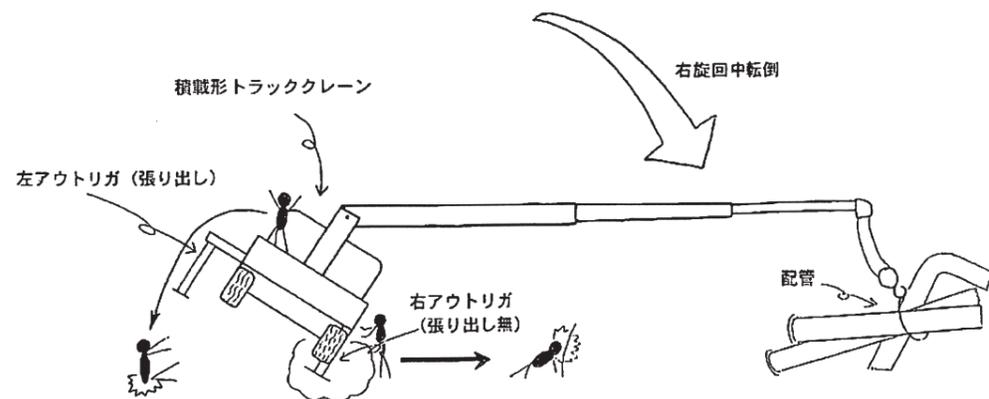
〇〇 労働基準監督署長 殿

事業者職氏名

〇〇建設株式会社
代表取締役 名古屋一郎



別紙添付例



※ 記載例 2 (ジブ折損)

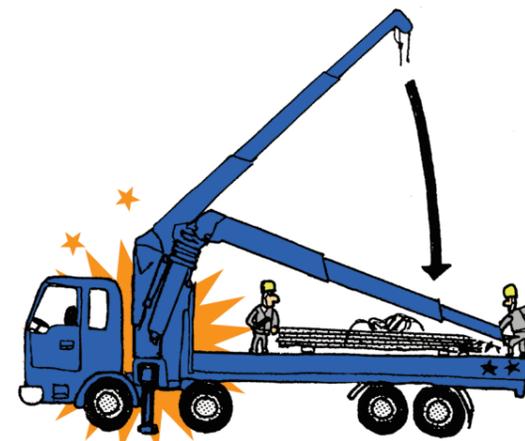
事故の発生状況	荷台から足場用鉄板(約500kg)を吊り上げて、左方向に旋回させたところ、荷台中心より左へ45°ほど旋回した時点で突然地盤が陥没し、そのショックでジブが折損した。
事故の原因	軟弱地盤であった作業における地盤の養生不足。
事故の防止対策	アウトリガフロートの下には、鉄板を敷くなど地盤の養生を常に行う。
参考事項	作業計画により、作業場所の地盤の状況、つり荷の質量などを検討した上で、作業を開始する事を徹底したい。

※ 記載例 3 (クレーンポストの倒壊)

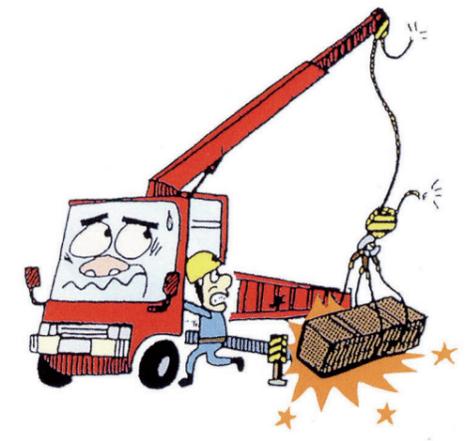
事故の発生状況	資材置き場において、右側方で石(約2t)を吊り上げて、車輻前方に旋回させたところ、右前方で旋回ボルトが全て折損し、クレーンポストが倒れ、倒壊した。
事故の原因	オーバーロードの繰り返しによる、旋回ボルトの伸びによる折損。
事故の防止対策	吊り荷の重量と作業状態に応じた機種を選定する。定期自主検査、作業開始前点検の励行。
参考事項	作業計画の徹底を指導。

※ 記載例 4 (ワイヤロープ切断)

事故の発生状況	積載形トラッククレーンの荷台からベニヤ板(約500kg)を玉掛けし、降ろしてあった型枠支保工の左に降ろそうとしたところ、作業員に当たりそうになったため、巻き上げ操作をおこなったところ巻き上げ用ワイヤロープが切断した。
事故の原因	巻きすぎにより、フックブロックがジブに当たり、巻き上げ用ワイヤロープが切断したこと。巻過警報装置のスイッチが切られたままであった。
事故の防止対策	作業開始前には、必ず巻過警報装置のスイッチを確認すること。吊り荷の下に作業員を立ち入らせないようにすること。
参考事項	巻過警報装置は、車の振動などにより警報を発することがあるので、クレーンを使用しないときはスイッチを切ってあっても作業開始前には、確認を徹底する。



クレーンポストの倒壊



ワイヤロープの切断

事 故 報 告 書

事業場の種類	事業場の名称 (建設業にあっては工事名併記のこと)					労働者数				
						名				
事業場の所在地			発生場所							
(電話)										
発 生 日 時			事故を発生した機械等の種類等							
平成 年 月 日 時 分										
構内下請事業の場合は親事業場の名称 建設業の場合は元方事業場の名称										
事故の種類										
人的被害	区 分	死亡	休業4 日以上	休業1 ~3日	不休	計	区 分	名称、規模 等	被害金額	
	事故発生 事業場の 被災労働者数	男					物的被害	建 物	m ²	円
		女						その他の建設物		円
								機 械 設 備		円
								原 材 料		円
	その他の被災者の概数 ()							製 品		円
								そ の 他		円
								合 計		円
事故の発生状況										
事故の原因										
事故の防止対策										
参考事項										
報告書作成者職氏名										

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿 事業者 職 氏名

㊟

備考

- 1 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「事故の発生した機械等の種類等」の欄には、事故発生の原因となった次の機械等について、それぞれ次の事項を記入すること。
 - (1) ボイラー及び圧力容器に係る事故については、ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー又は小型圧力容器のうち該当するもの。
 - (2) クレーン等に係る事故については、クレーン等の種類、型式及びつり上げ荷物又は積載荷重。
 - (3) ゴンドラに係る事故については、ゴンドラの種類、型式及び積積荷重。
- 3 「事故の種類」の欄には、火災、鎖の切断、ボイラーの破裂、クレーンの逸走、ゴンドラの落下等具体的に記入すること。
- 4 「その他の被災者の概数」の欄には、届出事業者の事業場の労働者以外の被災者の数を記入し、() 内には死亡者数を内数で記入すること。
- 5 「建物」の欄には構造及び面積、「機械設備」の欄には台数、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 6 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 7 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- 8 この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

※ 本様式は、コピーしての使用可。記載にあたっては記載例を参考にして下さい。